

令和3年12月23日

**【冬休みを迎えるにあたっての新型コロナウイルス感染症対策の徹底について
(石川県教育委員会)】**

新型コロナウイルス感染症については、全国的にオミクロン株による感染が発生し、他県では市中感染も確認されております。本県の感染状況は、現在、ステージⅠではありますが、今後感染の拡大が懸念されるところです。

感染防止については、これまで令和3年11月24日付通知などによりその徹底を図るよう求めてきたところですが、冬休みに入ると児童生徒の行動範囲が広がることから、改めて、感染症対策を徹底していただきたいと思っております。その際、特に以下の点に留意願います。

児童生徒に対して、感染症対策について指導を徹底するとともに、保護者に対しても、家庭での感染症対策を徹底いただくよう周知願います。

記

【基本的な感染症対策】

- ・「①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い」をはじめとした「新しい生活様式」の徹底を図る
- ・毎日自宅で検温し、発熱等の症状がある場合は、登校や外出を控える
- ・カラオケボックスなどの遊興施設など、混雑している場所や時間を避ける

【部活動について】

- ・人との接触を避ける観点から、部活動及び大会終了後はすみやかに帰宅する
- ・部室、更衣室等の共用エリアを使用する場合は、短時間の利用とし、時間差利用、身体的距離の確保に努め、会話を控える
- ・大会等に参加する場合は、11月9日付事務連絡の別紙で示した事項について改めて確認する

【連絡体制について】

- ・新型コロナウイルス感染症に罹患しているかどうかを確認するためにPCR検査等を受けることになった場合は、速やかに学校に連絡するよう教職員、児童生徒に徹底する